

○青木村空き家活用補助金交付要綱

令和8年4月1日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内にある空き家の解消や有効活用の促進により、移住定住人口の増加、地域の活性化を図るため、青木村空き家・空き地情報登録制度実施要綱（以下「空き家・空き地情報登録制度」という。）第5条の規定により登録された空き家の売買及び賃貸借に伴い要する改修や空き家にある不要物の撤去に要した費用等の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 別荘等一時的に使用する目的又は賃貸販売等の営利目的でなく、永住を前提とし、生活の本拠を村内に有することをいう。
- (2) 空き家・空き地 空き家・空き地情報登録制度により登録された住宅及びその敷地又は住宅の建築が可能な宅地をいう。
- (3) 買主・賃借人 空き家を購入又は賃借し、定住する意思のある51歳未満の者をいう。
- (4) 所有者等 対象物件に係る所有権又は改修し賃貸を行うことができる権利を有する者（当該空き家の所有者等であることを書面で明らかにできるものに限り）をいう。
- (5) 改修工事 空き家に居住するために施工する建設工事、内外装工事、屋根工事、給排水設備工事その他必要と認められるもの（物置等の工事、外構工事、備品及び家具の購入に係る費用は除く。）で、交付申請をした年度内に完了するものをいう。
- (6) 家財道具等 使用されずに放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他の収容物をいう。
- (7) 片付け等 空き家に居住するために行う、空き家の清掃及び空き家の不要な家財道具等の処分、交付申請した年度内に完了するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる第1号又は第2号に該当し、かつ、第3号以下のすべてを満たす者とする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 空き家を購入又は賃借し定住する意思のある51歳未満の者で、補助金交付後、当該空き家へ3か

月以内に住民登録をして3年以上定住する定住する意思がある者。

- (2) 空き家の所有者等で、交付後速やかに当該空き家を空き家・空き地バンクに登録する意思がある者。
- (3) 補助対象者又は補助対象者と現に同居し、若しくは同居しようとする者に、市区町村に納付又は納入すべき税金等に滞納がないこと。
- (4) 補助対象者又は補助対象者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。ただし、備品の購入は対象外とする。

- (1) 空き家の改修工事に係る経費
- (2) 空き家の片付け等に係る経費
- (3) その他村長が必要と認める経費

2 前項の規定により算出した補助対象経費に次の経費が含まれる場合は、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。

- (1) 国、県の制度による補助、融資等の対象となる経費
- (2) その他村長が適当でないと認める経費

3 賃貸借契約を締結した空き家の場合は、空き家の改修工事についてその所有者等に原状回復義務を免除すること及び補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了の日から3年間は、移住者の居住の用に供することについて承諾を得ていること。

4 第1項に規定する工事等は、第6条第2項の規定による補助金の交付決定後に着手するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する経費のうち、予算の範囲内で、補助対象経費のうち20万円を限度とする。

2 補助回数は、同一世帯、同一物件につき1回とする。同一物件に対しては、買主・賃借人または所有者等のいずれか一方からの申請のみとする。ただし、村長が認める場合にはこの限りではない。

（補助申請及び交付決定）

第6条 補助の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、青木村空き家活用補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて、村長に提出しなければならない。

ない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 改修工事の場合はその見積書の写し、片付け等の場合はその費用の見積書の写し又はその両方

(3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し（買い主・賃借人の場合）

(4) 空き家の所有者等であることを確認できる書面（所有者等の場合）

(5) 対象となる住宅の平面図及び位置図

(6) 改修工事の場合は着手前の施工個所の状態が分かる写真、片付け等の場合は着手前の写真（処分する物が分かるもの）又はその両方

(7) 賃借した空き家については、所有者の同意書（様式第3号）

(8) 申請者及び申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者の直近の市区町村税等の納税証明書

(9) その他村長が特に必要と認めるもの

2 村長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することを適当と認め交付を決定したときは、青木村空き家活用補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知する。

（補助金の変更又は中止等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、青木村空き家活用補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の額を変更したときは、青木村空き家活用補助金変更・中止決定通知書（様式第6号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（状況報告及び現地調査）

第8条 村長は、必要があるときは、補助事業の遂行状況について交付決定者、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、青木村空き家活用補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(2) 工事請負契約書の写し（業者と工事請負契約を結んだ場合のみ）

(3) 領収書の写し

(4) 改修工事の場合は完了後の施工個所の状況が分かる写真、片付け等の場合は片付け等が完了したことが分かる写真又はその両方

(5) その他村長が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 村長は、補助対象工事等が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずるよう交付決定者に命ずることができる。

(補助金の確定)

第 10 条 村長は、前項の規定により実績報告を受けた場合は、完了検査を行い、適正と認めたときは、青木村空き家活用補助金交付確定通知書（様式第 8 号）を交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第 11 条 交付決定者は、青木村空き家活用補助金請求書（様式第 9 号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 12 条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助金対象事業を承認なく変更したとき。

(3) 補助事業の対象となった空き家を、補助金の交付を受けた日から 3 年以内に譲渡し、交換し、貸付けし、又は取り壊したとき。

(4) 補助事業の対象となった空き家から、交付決定者及び同居者全員が、補助金の交付を受けた日から 3 年以内に転居したとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、村長が補助金の返還を相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の確定があった後においても適用するものとする。

3 村長は、前 1 号の規定により補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるときは、青木村空き家活用補助金返還通知書（様式第 10 号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。